

興事業団による買入れ、売渡しの適正、円滑な実施等に努めているが、さらに、この法律の趣旨の実現のためには、農業団体による生産出荷の計画化の促進等の自主的努力に期待する面も大きいので農業団体による豚肉および鶏卵の調整保管の助長、国の鶏卵需給計画と密接な連けいの下に行なう全国鶏卵価格安定基金による鶏卵の価格差補てん等の措置を実施している。

これらの法律は、生鮮食料品の供給および出荷の拡大、安定等の見地から、価格、流通問題の解決に資するものであり、中央卸売市場法は、出荷された物品の消費地における円滑な集荷・分荷と公正な価格形成を目的とするものであつて、両者相まって生鮮食料品の価格の安定と流通の円滑化に資するものである。今後ともこれらの諸制度と中央卸売市場の運営との関連について、十分配慮していきたい。

[第六号参照]

昭和四十二年度一般会計補正予算(第1号)
昭和四十二年度特別会計補正予算(特第1号)
昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

参議院議長 重宗 雄三殿 新谷寅三郎
予算委員長

要領書

委員会の決定の理由

昭和四十二年度一般会計補正予算(第1号)
は、(1)公務員給与の改善、宿泊費の増額等によるもので、(2)公共土木施設等の災害復旧等災害対応のための経費、(3)公共交通機関の運賃改定による経費、(4)義務教育費国庫負担金等義務的経費の追加、(5)交通安全施設の整備に必要な経費、(6)産業投資特別会計への繰入、(7)輸出保険特別会計への繰入、(8)診療報酬等の改定に伴う增加経費、(9)所得税収入等の追加計上に伴う地方交付税交付金等合計三千十四億一千三百九十九万六千円の追加を行ない、これに必要な財源として、歳入面において、租税及印紙収入二千九百億六千四百万円、税外収入三百十四億六千二百七十六万三千円の増収を見込むとともに、公債金を六百九十九億円減額して差引二千五百二十五億二千六百七十六万三千円を充当するほか、歳出面において、既定経費の節減及び予備費の減額等により、四百八十八億八千七百二十三万三千円を修正減少しようとするものである。

この補正により、昭和四十二年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ、一千五百二十五億三千六百七十六万三千円を増加し、五百兆二千三百三十四億三千六百九十四万三千円となる。

昭和四十二年度特別会計補正予算(特第1号)
は、(1)産業投資特別会計において、産業投資支出の追加、(2)交付税及び譲与税配付金特別会計において、地方交付税交付金の追加等、(3)石炭対策特別会計において、炭鉱整理促進費補助の追加等、(4)食糧管理特別会計において、国内米買入費の追加等、(5)輸出保険特別会計において、保険金の追加等、(6)道路整備特別会計において、交通安全施設の整備のための経費の追加等、それぞれ所要の補正を行なうとともに、国立学校特別会計等八特別会計において、公務員の給与改善及び既定経費の節減等のため必要な補正を行なうとするものである。

昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第1号)
は、日本国有鉄道について、仲裁裁定の実施に伴い不足する財源を補てんするため、所要の補正を行なうとするものである。

審査報告書(第六号参照) 審査報告書(第七号参照)

策に必要な経費、(3)食糧管理特別会計への繰入と、(4)義務教育費国庫負担金等義務的経費の追加、(5)交通安全施設の整備に必要な経費、(6)産業投資特別会計への繰入、(7)輸出保険特別会計への繰入、(8)診療報酬等の改定に伴う增加経費、(9)所得税収入等の追加計上に伴う地方交付税交付金等合計三千十四億一千三百九十九万六千円の追加を行ない、これに必要な財源として、歳入面において、租税及印紙収入二千九百億六千四百万円、税外収入三百十四億六千二百七十六万三千円の増収を見込むとともに、公債金を六百九十九億円減額して差引二千五百二十五億二千六百七十六万三千円を充当するほか、歳出面において、既定経費の節減及び予備費の減額等により、四百八十八億八千七百二十三万三千円を修正減少しようとするものである。

この補正により、昭和四十二年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ、一千五百二十五億三千六百七十六万三千円を増加し、五百兆二千三百三十四億三千六百九十四万三千円となる。

昭和四十二年度特別会計補正予算(特第1号)
は、(1)産業投資特別会計において、産業投資支出の追加、(2)交付税及び譲与税配付金特別会計において、地方交付税交付金の追加等、(3)石炭対策特別会計において、炭鉱整理促進費補助の追加等、(4)食糧管理特別会計において、国内米買入費の追加等、(5)輸出保険特別会計において、保険金の追加等、(6)道路整備特別会計において、交通安全施設の整備のための経費の追加等、それぞれ所要の補正を行なうとともに、国立学校特別会計等八特別会計において、公務員の給与改善及び既定経費の節減等のため必要な補正を行なうとするものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おむね妥当なものと認める。

審査報告書

取引所税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 大蔵委員長 竹中 恒夫

附帯決議

一、委員会の決定の理由
本法律案は、商品取引所法の一部を改正する法律の施行に伴い、取引所税法について所要の規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十二日
参議院議長 重宗 雄三殿 豊田 雅孝
内閣委員長 豊田 雅孝
要領書

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十二日
参議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 豊田 雅孝
要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員の俸給月額を改定するとともに、調整手当の新設、暫定手当の整

理、医師に対する初任給調整手当の改善、宿泊直手当及び勤勉手当の額の改正等の措置を行なうとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

とともに、調整手当の新設、暫定手当の整理等の措置を行なおうとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、本年度一般会計補正予算に二千七百万円が計上されている。

審査報告書

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十二日 内閣委員長 豊田 雅孝 参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額及び防衛大学校の学生手当を改正するとともに、省外手当及び勤勉手当の額の改正、調整手当に関する規定の新設等の措置を行なおうとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、本年度一般会計補正予算に九十一億九千九百万円が計上されている。

審査報告書

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十二日 地方行政委員長 仲原 晴一 参議院議長 重宗 雄三殿

要領書 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員の給与改定と緊急に必要とされる通学路交通安全施設の整備等の事業の円滑な実施をはかるため、昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用について特例を定めること等を主な内容とするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

補正予算により追加された地方交付税の増加額に相当する全額約七百四十九億円のうち、地方団体に交付するためには必要な経費として、約五百四十九億円が昭和四十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計歳出予算に計上されている。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十二日 法務委員長 北條 勝八 参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般的政府職員の給与改定に伴い、これに対応して検察官の俸給月額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用は、本年度補正予算に、二億四千八百万円が計上されている。

審査報告書

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十二日 議院運営委員長 徳永 正利 参議院議長 重宗 雄三殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般的政府職員の給与改定に伴い、これに対応して裁判官の報酬月額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う費用として百万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書(建設委員会第一号)

本法施行に伴う費用として百万円が昭和四十二年度一般会計予算に計上されるもの

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般的政府職員の給与改定等に伴い、国会議員の秘書の給料の額を改定する

一、費用

本法施行に要する費用は、本年度補正予算に、三億八千三百万円が計上されている。

審査報告書

本法施行に要する経費は、昭和四十二年度において、約八千十七万円であつて、昭和四十二年度補正予算に計上すみである。

要領書 一、委員会の決定の理由

本法律案は、液化石油ガスによる災害を防止するため、液化石油ガスの取引を適正にするため、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用は、本年度補正予算に、二億四千八百万円が計上されている。

審査報告書

本法律案は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書 〔第八号参照〕 審査報告書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書 審査報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

要領書 審査報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

官 報 (号 外)

第九八一号、第九八二号、第一〇四九号、第一〇五〇号、第一〇五一号、第一〇五二号、第一〇五三号、第一〇五四号、第一一〇八号、第一一〇九号、第一一一〇号、第一一二〇号、第一一二二号、第一一一三号、第一一四号、第一一一五号、第一一一六号、第一一七号 恩給処遇の不合理等は正に閲する
請願

第三二号、第一七九号、第三六五号、第三六六号、第七五〇号、第九六九号、第一〇〇六号、第一〇三号、第二八五号、第三三八号、第一〇一〇号、第一一二四号、第一一二三号、第一二三号、第一一二四号、第二八四号、第三三九号、第三六八号、第四四四号、第七〇一号、第七三三号、第一〇六九号、福岡県〇〇号、第一〇〇五号、旧軍人の恩給に関する請願

第三四号、接收解除に伴う借地借家復帰及び権利消滅の補償に関する請願

第四一号、第五〇号、第一〇一号、第一一二号、第一〇三号、第二八五号、第三三八号、第一〇一〇号、第一一二四号、第一一二三号、第一二三号、第一一二四号、第二八四号、第三三九号、第三六八号、第四四四号、第七〇一号、第七三三号、第一〇六九号、福岡県〇〇号、第一〇〇五号、旧軍人の恩給に関する請願

第四九号、第九九号、第一〇〇号、第一一二三号、第一二三号、第一一二四号、第二八四号、第三三九号、第三六八号、第四四四号、第七〇一号、第七三三号、第一〇六九号、久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願

第一五八号、第一七六号、第三三七号、第四九〇号、第六九七号、第六九八号、國立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願

第四四二号、第六九九号、第七七八号、第七九号、第九三六号、第九三七号、第九三八号、第一〇四七号、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

第四七〇号、恩給、共済年金受給者の待遇改善に関する請願

第七一七号、第七一八号、第七一九号、第七二〇号、第七三四号、第七九八号、第七九九号、第一〇五八号、第九五九号、第九六〇号、第九六一号、第九六二号、第九六三号、第一〇一

八号、第一〇一九号、第一〇二〇号、第一〇四一号、第一〇四二号
四〇号、第一〇四一号、第一〇四二号 法務
局職員の一万名増員等に關する請願
第九二九号 群馬県月夜野町の寒冷地手当級
地引上げに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十二年十二月二十二日

参議院議長 重宗 雄三殿 内閣委員長 豊田 雅幸

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの

第二八〇号 東北七県知事会提言の「東北開發
發の新たな方向と當面する施策」早期具具体
化に關する請願

第四二六号、第五二四号 金融引締めに伴う
中小企業金融対策並びに下請代金支払遅延
防止措置に関する請願

第九五三号 中小企業の事業活動を圧迫する
農協事業の是正に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十二年十二月二十二日

商工委員長 鹿島 俊雄

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

國債整理基金特別会計法の一部を改正する法
律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。よつ
て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本法律案は、第五十六回国会開会中及び閉会中

審査報告書

都市再開発法案(継続案件)
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿 建設委員長 藤田 進

経過の概要
本法案は、第五十五回国会に提出され、同国会において提案理由の説明を聴取し、これに續く閉会中から第五十六回国会閉会中まで主として資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和四十年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十年度政府関係機関決算書(第五十四回国会提出)（継続案件）
昭和四十年度国有財産増減及び現在額総計算書(第五十五回国会提出)（継続案件）
昭和四十年度国有財産無償貸付状況総計算書(第五十五回国会提出)（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

経過の概要
本委員会は、第五十六回国会閉会中、表記の件に關し、政府及び参考人の出席を求め、全般的な

質疑を行なつた。

閉会中においては、国会、官内庁、北海道開発庁、防衛庁、防衛施設庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省、会計検査院、最高裁判所、日本専売公社、日本國有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本住宅公團、日本道路公團、首都高速道路公團、阪神高速道路公團、日本開發銀行及び日本輸出入銀行等の決算について審査を行なつたほか、銳意資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会開会中、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会開会中、当面の外交上の諸問題について、資料の収集等を行なつて経過の概要を添えて、報告する。

経過の概要
行動にかかる学校調査に関する件、教員の定数に関する件及び養護教諭の養成に関する件等について文部省等関係当局に対し質疑を行なつた。
しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
地方行政の改革に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日
参議院議長 重宗 雄三殿 地方行政委員長 仲原 善一

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会開会中、地方行政の改革に関する調査の一環として、地方財政の実情について調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつているため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日

内閣委員長 豊田 雅孝

本委員会は、第五十七回国会開会中、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会開会中、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
検察及び裁判の運営等に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日

法務委員長 北條 勝八

本の防衛に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日

内閣委員長 豊田 雅孝

調査報告書
国際情勢等に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会において教育、文化及び学術に関する調査を行なつたが、特に教員の超過勤務手当支給に関する件、一〇・二六統一

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会において教育、文化及び学術に関する調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日

文教委員長 大谷藤之助

経過の概要
本委員会においては、タクシー汚職事件に関する件について、関係当局から説明を聴取し、調査を行なつたほか、資料の収集等に努めたが、本調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二十三日

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会において教育、文化及び学術に関する調査を行なつたが、特に教員の超過勤務手当支給に関する件、一〇・二六統一

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会においては、本調査の一環として、福島交通の労働問題、政府関係特殊法

労働問題に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二十三日

社会労働委員長 山本伊三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要
本委員会は、第五十七回国会において教育、文化及び学術に関する調査を行なつたが、特に教員の超過勤務手当支給に関する件、一〇・二六統一

て経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿 農林水産委員長 野知 浩之

経過の概要

本委員会は、第五十六回国会開会中、農林漁業団体等の行なう有線放送電話に関する決議を行つた。

同閉会中においては、左の件について農林大臣及び関係政府当局の出席を求めて調査を行なつたほか、北東北におけるてん菜に関する決議及び沿岸漁業の振興に関する決議を行なつた。

なお、農林水産業の実情調査のため福岡・長崎両県及び長野・山梨両県に委員派遣を行なう等鋭意調査を進めてきたが本件はその対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

(+) 長崎干拓事業等に関する件
(+) イルカ対策に関する件
(+) 千ばつ対策に関する件
(+) 甘味資源に関する件
(+) 農業構造政策の基本方針に関する件
(+) 食肉流通対策に関する件
(+) 農林水産関係の災害対策に関する件
(+) 西日本の千ばつ対策等に関する件
(+) でん粉対策に関する件
(+) 農業の総合資金制度に関する件

一、産業並びに電源開発等の実情調査(北海道班及び南紀班)

二、原子力開発に関する件

三、委員派遣

一、日本万国博覧会に関する件
一、渡良瀬川の鉱毒問題に関する件
一、北海道開発に関する件

及び南紀班)

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

運輸委員長 天坊 裕彦

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

本委員会は、第五十六回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間、電信電話第四次五ヶ年計画、UHFテレビジョン開設計画、国際通信政策等について質疑を行ない、また、委員派遣を行ない地方の実情を調査するとともに、資料を収集したが、本件は、その対象が極めて広範多岐にわたっているため結論を得るに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

予算委員長 新谷寅三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中、表記の件に関する調査を行なうこととしていたが、諸般の情勢から調査を行なうことことができなかつた。

次いで閉会中は、山形、秋田、岡山、広島、徳島及び高知の各県に委員を派遣して現地調査を行なつた。

なお、本調査については、その対象が広範であり、かつ、予算の執行が年度の途中であるため、調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

予算委員長 新谷寅三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中、国有財産の管理に関する件等の諸問題について、それぞれ関係当局より説明を聴取し質疑を行なつた。

また、日本国有鉄道の運営、鉄道新線建設状況、陸運行政、海運行政、港湾整備及び航空施設等の実情調査のため、北海道及び香川、愛媛、高知の各県に委員派遣を行なつた。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたつてゐるため、いまだ調査を終了するに至らなかつたほか、建設事業の実情調査のため近畿地方及び四国地方に委員派遣を行なう等建設事

業並びに建設諸計画の各般にわたつて鋭意調査を進めたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 亀田 得治

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間、電信電話第四次五ヶ年計画、UHFテレビジョン開設計画、国際通信政策等について質疑を行ない、

また、委員派遣を行ない地方の実情を調査するとともに、資料を収集したが、本件は、その対象が極めて広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

予算委員長 新谷寅三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中、国有財産の管理に関する件等の諸問題について、それぞれ関係当局より説明を聴取し質疑を行なつた。

また、日本国有鉄道の運営、鉄道新線建設状況、陸運行政、海運行政、港湾整備及び航空施設等の実情調査のため、北海道及び香川、愛媛、高知の各県に委員派遣を行なつた。

しかししながら、本調査はその対象が広範多岐にわたつてゐるため、いまだ調査を終了するに至らなかつたほか、建設事業の実情調査のため近畿地方及び四国地方に委員派遣を行なう等建設事

業並びに建設諸計画の各般にわたつて鋭意調査を進めたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 亀田 得治

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間、電信電話第四次五ヶ年計画、UHFテレビジョン開設計画、国際通信政策等について質疑を行ない、

また、委員派遣を行ない地方の実情を調査するとともに、資料を収集したが、本件は、その対象が極めて広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

予算委員長 新谷寅三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中、国有財産の管理に関する件等の諸問題について、それぞれ関係当局より説明を聴取し質疑を行なつた。

また、日本国有鉄道の運営、鉄道新線建設状況、陸運行政、海運行政、港湾整備及び航空施設等の実情調査のため、北海道及び香川、愛媛、高知の各県に委員派遣を行なつた。

しかししながら、本調査はその対象が広範多岐にわたつてゐるため、いまだ調査を終了するに至らなかつたほか、建設事業の実情調査のため近畿地方及び四国地方に委員派遣を行なう等建設事

業並びに建設諸計画の各般にわたつて鋭意調査を進めたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

決算委員長 亀田 得治

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

本委員会は、第五十六回国会開会中及び同国会閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間、電信電話第四次五ヶ年計画、UHFテレビジョン開設計画、国際通信政策等について質疑を行ない、

また、委員派遣を行ない地方の実情を調査するとともに、資料を収集したが、本件は、その対象が極めて広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

昭和四十二年十二月二日

予算委員長 新谷寅三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

調査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

建設委員長 藤田 進

経過の概要
本委員会は、第五十六回国会開会中及び閉会中、表記の件に関し、昭和四十年度決算の審査と並行し、銳意資料の収集を行なう等、調査を進めてきたのであるが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

災害対策特別委員長 伊藤 順道

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十六回国会開会中及び同閉会中において新潟、山形、福島各県における八月の集中豪雨による災害対策、五月以降の干ばつによる災害対策について関係当局の出席を求めて意見を聴取し質疑を行ない、とくに八月の集中豪雨による被害の実情調査のため新潟、山形両県に委員派遣を行なつた。

また災害対策基本問題について、関係政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。
その他資料の収集整備等調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

当面の石炭対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

石炭対策特別委員長 鈴木 潤

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十六回国会開会中及び同閉会中において新潟、山形、福島各県における八月の集中豪雨による災害対策、五月以降の干ばつによる災害対策について、関係当局の出席を求めて意見を聴取し質疑を行ない、とくに八月の集中豪雨による被害の実情調査のため新潟、山形両県に委員派遣を行なつた。

また災害対策基本問題について、関係政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。
その他資料の収集整備等調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

本委員会においては、第五十六回国会開会中及

び同閉会中において、三井三池鉱業所三川鉱の火災事故に関する件及び石炭対策の施策及び予算に關する件について、それぞれ政府当局から説明を聴取し、質疑を行なつたほか、石炭に関する諸問題の実情調査のため委員派遣を行なつた。

右のほか、関係資料を収集する等銳意調査に努めたが、いまだ結論をうるに至らなかつた。

調査報告書

産業公害及び交通対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

産業公害及び交通対策特別委員長 松澤 兼人

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十六回国会開会中関係資料の収集を行ない、同閉会中、産業公害及び交通対策関係予算について説明を聴取し、質疑を行なつた。

産業公害については千葉、三重、京都及び兵庫の各府県に委員を派遣し地方における公害の現状と対策を調査し、委員会では、公害対策基本法の実施法の早期提案、予算の確保、税の減免措置の拡大、公害防止事業團の機能の拡充と活動の円滑化を促進する旨の委員間申し合わせを行なつた。

交通対策については、去る第五十五回国会における交通安全対策に関する決議について、政府に対しその後の実施状況について説明を聴取し、質疑を行ない、更に一層の推進方を要望した。
なお、関係資料を収集する等銳意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

物価等対策特別委員長 櫻井 志郎

経過の概要

本委員会は、第五十六回国会開会中ににおいて、当面の物価等に関する各種調査資料の収集等を行なつた。そこで閉会中ににおいては、北方領土問題及び北

方水域における安全操業問題等に關し委員を派遣し北海道において現地調査を、また沖縄の施政権返還問題、本土との一体化の諸問題等に關し沖縄において現地調査を行なつたが、いまだ調査を完了するに至つてない。

一方で閉会中に對し質疑を行なつたほか、委員を東北地方及び近畿、中国地方に派遣し、実地調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、

閉会中ににおいては、物価問題に關する件について、経済企画庁長官、公正正取引委員会委員長及び関係当局に對し質疑を行なつたほか、委員を東北

地方及び近畿、中国地方に派遣し、実地調査を行なつた。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

公職選挙法改正に關する特別委員長 高橋文五郎

参議院議長 重宗 雄三殿

経過の概要

本委員会は、第五十六回国会開会中及び閉会中においては、本件調査に關する資料の収集にとどまり、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

沖縄問題等に關する特別委員長 山本 利壽
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和四十二年十二月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

内閣受理件数 处理案決定件数

本特別委員会においては、第五十六回国会開会中、本件に因し主として資料の収集を行なつた。ついで閉会中ににおいては、北方領土問題及び北

方水域における安全操業問題等に關し委員を派遣し北海道において現地調査を、また沖縄の施政権返還問題、本土との一体化の諸問題等に關し沖縄において現地調査を行なつたが、いまだ調査を完了するに至つてない。

一方で閉会中に對し質疑を行なつたほか、委員を東北地方及び近畿、中国地方に派遣し、実地調査を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、

閉会中ににおいては、物価問題に關する件について、経済企画庁長官、公正正取引委員会委員長及び

関係当局に對し質疑を行なつたほか、委員を東北地方及び近畿、中国地方に派遣し、実地調査を行なつた。

調査報告書

内閣總理大臣 佐藤 榮作
國会法第八十一条第二項の規定に基づき、第五十三回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第五十三回国会において、参議院で採択された請願の処理経過

内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれがの請願の関係官に送付し、関係官からその処理案を内閣に提出し、それを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

右の処理要領を集録すれば、別紙のとおりである。記

沖縄その他の固有領土に關しての対策樹立に關する調査(継続事件)
右の件については、本件調査に關する資料の収集にとどまり、調査を終了するに至らなかつた。

件名	主管もな	請願に對する處理要領
科学技術庁に電子局設置に關する請願(第五号)	総理府	政府は、電子技術の振興については、從来からその重要性を認識して、その推進に努めてきたところであるが行政機構改革の具体的問題については、今後、臨時行政調査会の報告をも尊重して、総合調整機能の拡充強化という観点から、科学技術行政改革の一環として慎重に検討してまいりたい。
恩給、年金等受給者の待遇に関する請願(十五件)(第四九)	同	一、恩給および共済年金については、從来から必要に応じその額の改定措置を講じているところであるが、この改定は、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合において、変動後の諸事情を総合勘案して行なうべきものであり、請願のよう単に公務員の給与水準のみに即応して直ちに改定することについては、なお慎重な検討をするものと考える。
二、恩給および共済年金の実質価値保全の方法については、法律の規定にしたがい、これを行なう具体的方途につき慎重に検討を行なつて行なつてある。	同	二、将来における恩給および共済年金の実質価値保全の方法については、法律の規定にしたがい、これを行なう具体的方途につき慎重に検討を行なつてある。
三、退職時期によつて恩給年額に差異が生ずるのは、任免給与制度の変遷に伴なうものであるから、これを恩給制度の枠内において解決することについては慎重な検討をよろするものと考える。	同	三、退職時期によつて恩給年額に差異が生ずるのは、任免給与制度の変遷に伴なうものであるから、これを恩給制度の枠内において解決することについては慎重な検討をよろするものと考える。
旧軍人恩給に関する請願(百二件)(第五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・一二三)	同	四、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第四十三号により旧軍人恩給再出発時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廢止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討をよろする問題であると考へる。
		五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後に於いて変更するような措置をとることについては慎重に検討すべきものと考へる。
		六、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人については、これらの勤務に関する資料の実情からみて加算の認否に困難をきたすという理由から除外しているものであるので、これを請願のように措置することについては慎重な検討をよろするものと考へる。
		七、終戦後における南西諸島等についていわゆる抑留加算をつけるかどうかについては、慎重に検討いたしたい。
		八、この問題については、第五十五回国会に提出している「恩給法等の一部を改正する法律案」が

で恩給権取得の要件としてのみこれを認め、それが、恩給金額の面にまで反映せしめることは、諸般の事情から適当でないとされているのであるから、これを請願のように措置することは、慎重な検討をよろする問題であると考へる。

三、旧軍人の仮定俸給は、昭和三十年法律第四十三号により旧軍人恩給再出発時引き下げられた仮定俸給を軍人恩給廢止前の仮定俸給に合致するように引き上げ是正をしており、これをさらに請願のように措置することは、慎重な検討をよろする問題であると考へる。

四、旧軍人の恩給制度が、戦没者遺族、傷病者、老令長期在職者を重点的に考慮することとした建前にかんがみ、請願のように措置することについては、慎重に検討すべきものと考へる。

五、旧軍人の仮定俸給は、恩給法制定前から一貫して階級一仮定俸給の建前をとり、一般士官であると特務士官であるとを問わず同一に取り扱うこととしてきたことにかんがみ、戦前における旧軍人の秩序を戦後に於いて変更するような措置をとることについては慎重に検討すべきものと考へる。

六、いわゆる職務加算は、個人個人の勤務の内容によりつけられるものであり、旧軍人については、これらの勤務に関する資料の実情からみて加算の認否に困難をきたすという理由から除外しているものであるので、これを請願のように措置することについては慎重な検討をよろするものと考へる。

七、終戦後における南西諸島等についていわゆる抑留加算をつけるかどうかについては、慎重に検討いたしたい。

八、この問題については、第五十五回国会に提出している「恩給法等の一部を改正する法律案」が

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(四件)（第六号）
八七・一五六・一五七・四九

同

- 九、戦犯拘禁期間は、現実に恩給公務員として勤務していた期間ではないから、すべての拘禁期間を無条件に恩給公務員期間に算入することについては慎重な検討をようするものと考へる。
- 十、未帰還公務員に係る普通恩給について本邦帰還前に退職を擬制したのは、未帰還中であつても当該公務員の留守家族に特例として普通恩給を支給するための措置であるので、これを現在に至つて再計算することについては、慎重に検討すべきであると考える。
- 十一、旧軍人恩給の裁定事務処理にあたつては、現在政府において関係官庁相互の緊密な連絡のもとに、人員予算等可能な最大限をあげ、すみやかに裁定するよう鋭意努力している。
- 十二、福祉年金については、元來他のいずれの制度からも年金を受けられない者を対象として創設されたものであり、現在公的年金との併給を一部認めていることは、公的年金の給付水準が不十分である現段階においての経過的措置であるので、個々の制度との関連において慎重に検討すべき問題であると考える。

- 一、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号）附則の規定により外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算する措置を講じたのは、主として人事管理上の要請により特例として認めたものであつて、これをさらに請願のように優遇措置を講ずることについては慎重な検討をようするものと考える。
- つぎに、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）は、従前の恩給制度と共済組合制度を統合したものであり、これらの制度において認められていなかつたものについて通算措置を講ずること

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願（二件）（第三七三・六〇八号）

同

- 二、イ 戦後軍人恩給の再出発に際し、傷病恩給についてはその受傷り病の原因によつて差別されることなく、公務に起因する傷病である以上その傷病の既存する状態に応じて恩給額を算定すべきであるという考え方から戦闘公務と普通公務の差別を撤廃したものであつて、その後の傷病恩給の増額に当たつても、その当時における各項歎症の傷病恩給の額はどの程度が適当であるかという考え方により算定されているものであるから、これを請願のように措置することについては、慎重な検討をようすることと考える。
- ロ 増加恩給第七項症の金額と傷病年金第一款症の金額を比較すると、傷病年金の方が多額になつてゐる。これは、増加恩給には在職年の長短に関係なく普通恩給が併給されるにもかかわらず、傷病年金には在職年のある場合を除いてはこのよくな普通恩給併給の制度がとられていない点を考慮し、受給額のうえで合理的なバランスがとれるようにしていく結果であり、これを請願のように措置することについては、慎重な検討をようするものと考へる。

- ハ 恩給年額の増額については、第五十五回国会に提出している「恩給法等の一部を改正する法律案」が成立したのでこれにより戦傷病者に対する待遇も相当程度改善されるもの

は困難である。

二、恩給制度において認められる者が再就職した場合には、これとの均衡から通算措置を講じているが、恩給制度において認められない者については、これとの均衡等から最大限度救済することとしているものであり、これを趣旨のとおり措置することは、他に波及するところ大であり、困難である。

と考へる。

また、恩給年額計算の基礎となる俸給年額は、恩給の種別により異なることはないのが原則であつて、昭和二十七年に恩給扶助料の年額を増額する際、一般の恩給扶助料と公務関係の恩給扶助料との間に仮定俸給を異にしたのは、公務関係の恩給扶助料を一般的のものより優遇するための一つとしてとられた例外的措置であり、昭和四十年の恩給扶助料の増額にあたつては仮定俸給を一本化したが、公務関係の恩給扶助料については、倍率、間差を改善することによりすでにこの間の均衡はとれているので、これを請願のように措置することについては慎重な検討をよろずるものと考へる。

二 第二項症以上の傷病者に給されている特別加給の増額については第五十五回国会に提出している「恩給法等の一部を改正する法律案」が成立したのでこれにより措置することとなつているが、第三項症以下の者にもこの加給を支給することについては、他の恩給扶助料受給者との均衡もあるので、慎重な検討をようするものと考へる。

本扶助料は、公務によつて死亡したか否かによつてその年額を異にしているところであり、これを増加恩給受給者の死亡につき、公務外の原因により死亡した場合においても公務死したものと同様の待遇をすることは適当でないと考へる。

いわゆる特例扶助料を給する制度は、今次大戦中の勤務の特殊性にかんがみ、職務に関する傷病により在職中または退職後敗戦により混乱時に死亡された旧軍人の遺族の心情を察し、特例的に制定されたものであり、戦後相当期間を経過した現在生存者についてまでもこのような考え方をおよぼすことは慎重な検討をようする問題であると考へる。

ト 恩給法上時効という制度がある以上、これを無視して傷病恩給についてのみ請願のように措置することは適当でないと考へる。

また、公務の立証については政府においてもできるだけの努力はしているのであるが、それでもなお立証の困難なものについては、その責を受給者のみに課することのないよう今後とも十分配慮いたしたい。

チ 日症程度の軽度傷病者に年金を給するということについては、他の保険制度においてこの程度の傷病に対しても一時金のみしか給されていないこととの均衡もあり、請願のようには措置することは適當でないと考へる。

リ 傷病恩給の年額は、機能障害の程度により

特別項症から第七項症までおよび第一款症から第四款症までを段階的に配列したものであり特別項症については、現に相当の優遇措置を講じているところである。したがつて、これをさらに請願のようには措置することについては、慎重な検討をよろずるものと考へる。

ス 傷病恩給は常に症状の程度に応じて給されるのが建前であるところから、将来症状が軽快することが現在の医学において判断される場合には有期の恩給を給しているところであり、このように将来軽快に最もむく傷病についてまで一律に無期恩給を給することは適當でないと考へる。

ル 傷病年金は増加恩給より比較的軽症の者に給されるものであり他の年金制度においてはこの程度の者は一時金が給されているのが実情であるので、妻以外の家族についてまで加給を認めるとは適當でないと考へる。

また、傷病恩給の扶養加給額は、他の年金制度の扶養加給額との均衡を考慮して定めて

いるものであるから、これを恩給法についてのみ増額することについては、慎重な検討をようするものと考える。

ヲ 扶助料は、普通恩給を受ける者が死亡した場合にその遺族に給することを建前としているのであり、これを請願のように措置することは、この建前をくずすこと、また、他の公的年金制度においては、傷病年金を給される程度の傷病は一時金で打ち切られているという現状にかんがみ適當でないと考える。

二、イ 本邦等における勤務に関連する傷病について旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例についての法律により遺族給付を行なうことは死亡に着目した特例措置であるから、障害について特例を認めることは適當でない。

ロ 恩給非該当の旧軍人について一部の者を遺族援護法により処遇したのは、重度障害者に対する経過的、特例的な措置であるから、今後このような措置の対象範囲を拡大することは適当でないと考える。なお、軍属については從来第三款症までの障害を対象としているが、それにもよばない軽微な障害である第五款症までのものを対象とすることは、援護の趣旨からみても適當でない。

ハ 請願と同旨の措置をすべく、第五十五回国会に改正法律案を提出し成立した。

二 罹傷病の時期(日華事変時と大東亜戦争時)による障害年金の格差については、請願と同旨の措置をすべく、第五十五回国会に改正法律案を提出し成立した。

身分(軍人、軍属と準軍属)による障害年金および障害一時金の格差については、なお

慎重に検討すべきことと考へる。

三、恩給法上、増加恩給を受ける権利を有する者はかならず普通恩給が併給されること等の定めがなされており、増加恩給と普通恩給は一体として取り扱われている。したがつて、恩給を統合した共済組合制度において、両者を分離し増加恩給を放棄しないで普通恩給のみを放棄して勤続年数を組合員期間に通算することは適當でない。

なお、このことについては、第五十五回国会に提出中の「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律案」(以下「昭和四十二年度年金改定法案」という。)の成立により、増加恩給を受ける権利を放棄した組合員については、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の施行後に公務により廃疾となつた者と同様にその廃疾の程度に応じ、公務による廃疾年金を支給するものとし、かつ、年金の額は、いわゆる傷病年金受給者との均衡を失すことのないよう措置することとしている。

また、国家公務員共済組合法の施行の際に増加恩給を受ける権利を放棄しなかつた者については、昭和四十二年度年金改定法案が成立したのでその施行の際に再度増加恩給を受ける権利の放棄についての選択の機会を設けることとしている。

恩給年額については、第五十五回国会に提出していた「恩給法等の一部を改正する法律案」

戦没者遺族の待遇改善に関する請願(第六一六号)

同

アジア、エレクトロニクス会
議の恒久化等に関する請願
(第二号)

同

が成立したのでこれにより実施することとしている。
また、戦没者遺族援護のための法律について
は、逐年援護措置の拡充のための措置が講じられて
きたところであるが、今後とも必要な改善措置
を講じてまいりたい。

第四回アジア、エレクトロニクス会議について
は、昭和四十二年度科学技術庁の主催により開催
することになつており準備をすすめている。

また、本会議の恒久化については、昭和四十年
の会議の決議に基づいて、現在各国の意向を調整
中であり、昭和四十四年の会議において、これを
実現するため今後引き続き努力したい。

引揚者在外私有財産の国家補
償に関する請願(三件) (第一
〇七・一四〇・一八一号)

同

松代群発地震地域の四十四市
町村を災害特別地域指定に関
する請願(二件) (第一二三・
二九号)

同

東京にアジア、エレクトロニ
クス研修センター設置に関する
請願(第三号)

同

交通事故防止に関する請願
(第六一〇号)

新興諸国の技術者の研修養成等の援助について
は、わが国は、現在コロンボ計画等に基づき、特
殊法人海外技術協力事業団等を通じて行なつてお
り、今後エレクトロニクス部門についても、その
研修体制の整備に努めたい。

かねて懸案であった在外財産問題の処理につい
ては、昭和四十一年十一月末、在外財産問題審議
会会长から内閣総理大臣に対して提出された答申
をもとに慎重に検討した結果、政府は、この答申
の趣旨にのつとり、第五十五回国会において成立
した引揚者等に対する特別交付金の支給に関する
法律により本問題は最終的に解決した。

昭和四十年十一月以来各省連絡会議を開催
し、また昭和四十一年四月以降は長野県松代町周
辺地区地震対策連絡協議会を設置して、
地震対策地域四十六市町村について、本群発地震
に対する対策を総合的かつ強力に推進しており、

具体的対策としては、たとえば応急収容施設の建
設、仮設校舎の建設、消防施設の整備等に対する
国庫補助、中小企業関係特別融資等の特別措置を
はじめ、公共土木施設の補強および災害復旧等各
般の措置を講じ、対策の万全を期している。

は第五十五回国会において立法措置をとつてお
り、これにより交通事故防止の徹底に努めてい
る。なお、「交通事故防止の徹底を図るための
緊急対策」決定後、交通対策本部において決定
したおもな対策は、次のとおりである。

(一) 交通事故防止に関する当面の重点施策につ
いて

(二) 交通安全施策の強化に関する当面の方針

(三) 大型自動車による事故防止等に関する特別
措置について

(四) 学童園児の交通事故防止の徹底に関する当
面の具体的対策について

(五) 踏切事故防止対策の強化について

(六) トンネル等における自動車の火災事故防止
に関する具体的対策について

二、交通基本問題調査会の答申にかかる「交通安
全基本法」をすみやかに制定することについて
は、目下、慎重に検討中である。

三、交通安全対策に要する財源措置として交通違
反にかかる罰金、料金を地方公共団体に還元す
ることについては、財政制度、国民感情等から
みて困難である。なお、第五十五回国会におい
て、道路交通法の一部を改正し、新たに交通反
則通告制度(昭和四十三年七月一日施行)を設け
るとともに、国は、当分の間、交通安全対策の一
環として、この制度により納付された反則金
に係る収入額に相当する金額を交通安全対策特
別交付金として、都道府県および市町村に交付

法務局職員の一万名増員等に
関する請願(百十二件)(第二

法務省

することとした。

法務局の所掌事務特にその大部分を占める登
記事務は、近時の社会経済状勢の変転に伴い激
増の一途をたどっているが、法務局では、これ
ら激増する事務の処理については、増員のみに
依存することなく、極力事務の合理化、能率化
によつて対処する方針で、從来から複写機等の
能率器具の整備、登記制度の改善(登記簿台帳
の一元化、不動産粗悪登記用紙の移記、商業法
人登記簿の改製等)を実施している。

しかしながら、これらの諸施策のみでは當面
の激増する事務を処理するには十分でない
で、昭和三十七年度百人、同三十八年度二百
人、同三十九年度二百三人、同四十年度八十人、
同四十一年度百二人の増員がなされ、同四十二
年度においても一百人の増員措置が決定してい
る。これら増員は、法務局の所掌事務を適正
迅速に処理していくためには必ずしも十分とは
いえないと考えられるが、財政事情等のためこ
の程度に止まつたものである。なお、今後の問
題としては、将来も事務量の増加が予想される
ので、事務合理化等の方法によつてまかないき
れないものについては、國家財政の許す限り必
要限度の増員措置をとらなければならないと考
えている。

三九五・三九六・三九七・三
九八・三九九・四〇〇・四〇
一・四〇二・四〇三・四〇四・
四〇五・四〇六・四〇七・
四〇八・四〇九・四〇〇・四〇一
五五・四五六・四五七・四五
八・四五九・四五〇・四五一
四五二・四五三・四五四・四
四五五・四五六・四五七・四五
八・四五九・四五〇・四五一
九七・五二三・五二三・五二
四六五・四六六・四六七・四
九一・五二三・五二三・五二
四五二・五二五・五二六・五二七・
五二八・五二九・五二〇・
五三一・五三二・五三三・五
三四・五三五・五三六・五五
三・五五四・五五五・五五六・
五五七・五五八・五五九・五
六〇・五六一・五六二・五六

二、昭和四十一年十二月一日現在、法務局におい

三・五六四・五六五・五六六・
五六七・五六八・五七九・五
八〇・五八一・五八二・五八
三・五八四・五八五・五八六・
五八七・五八八・五八九・五
九〇・五九一・五九二・五九
三・五九四・五九五・五九六・
五九七・五九八・五九九・六
〇〇・六〇一・七〇八・七〇
九・七一〇・七一一・七一二
号)

九〇・五九一・五九二・五九
三・五九四・五九五・五九六・
五九七・五九八・五九九・六
〇〇・六〇一・七〇八・七〇
九・七一〇・七一一・七一二
号)

外務省

アジア・アフリカ及び中近東
諸国の産業開発援助に関する
請願(五件)第六〇六・六〇
七・六四八・六七九・六八〇
号)

酒税の軽減に関する請願(一
七四件)(第二八・二九・三〇・
三一・八〇・八五・一〇二・
一〇三・一〇四・二〇九・二
五六・二五七・二五八・二五
九・二六〇・二六一・二六二・
二六三・二六四・二六五・二

六六・二六七・二六八・二六
九・二七〇・二七一・二七一・
二七三・二七四・二七五・二
七六・二七七・二七八・二七
九・二八〇・二八一・二八一・
二八三・二八四・二八五・二
八六・二八七・二八八・二八
九・二九〇・二九一・二九一・
二九三・二九四・三三一・三
三三・三三四・三三五・三三
六・三三七・三三八・三三九・
三四〇・三四一・三四二・三
四三・三四四・三四五・三四
六・三四七・三四八・三四九・
三五〇・三五一・三五一・三
五三・三五四・三五五・三五
六・三五七・三五八・三五九・
三六〇・三六一・三六一・三
六三・三六四・三六五・三六
六・三六七・四三・四三・
四二四・四二五・四二六・四
三七・四二八・四二九・四三
〇・四三一・四三二・四三三・
四三四・四三五・四三六・四
三七・四三八・四三九・四四
〇・四四一・四四二・四六八・
四六九・四七〇・四七一・四
七二・四七三・四七四・四七
五・五〇二・五〇三・五〇四・
五〇五・五〇六・五〇七・五
〇八・五〇九・五一〇・五一
一・五一二・五一三・五一四・
五一五・五一六・五一七・五
一八・五一九・五二〇・五二
一・五四二・五四三・五四四・
四五五・五四六・五四七・五
四八・五四九・五五〇・五五

ては千百五十三人の賃金職員が在職し、登記簿
台帳の一元化作業、税務署通知事務およびその
他の特別作業（不動産粗悪登記用紙の移記、商
業登記用紙の移記、戸籍副本のマイクロ化等）
などに従事している。

これら賃金職員の定員内職員組み入れの問題
については、まず本人に対して極力公務員試験
の受験を勧め、合格した場合は他に優先して定
員内職員として任用する方針を探つており、ま
た、公務員試験に合格できなくても、相当の在
職期間を有し、かつ、勤務成績の良好な者につ
いては、人事院規則八一・三第四条により人事
院の承認を得て選考による任用を行なつて、で
きる限り定員内線入れを図つている。

請願の趣旨はもつともあるが、この種民間の
技術協力について政府が現に実施している開発
途上国に対する技術協力計画全般との関連と在留
邦人保護の観点から個々のケースについて慎重検
討すべきであると考える。

請願の趣旨はもつともあるが、この種民間の
技術協力について政府が現に実施している開発
途上国に対する技術協力計画全般との関連と在留
邦人保護の観点から個々のケースについて慎重検
討すべきであると考える。

「長期税制のあり方について」の中間答申は、間
接税について、当面現行程度の税負担を維持す
ることを原則とするが、従量税体系によるもの
については、所得、物価水準の動向に応じて、
適宜その税負担の調整を図ることを検討すべき
であるとしている。

三、このような考え方に基づき、また、所得税の
減税が急務と考えられること等現在の国民負担
や財政事情に照らし、酒税の一般的減税を実施
することは適當でない。

一・六四九・六五〇・六五一・
六五三・六五三・六五四・六

八・六五九・六六〇・六六一・
六六二・六六三・六六四・六
六五・六六六・六六七・六六
八・六六九・六七〇・六七一・
六七二・六七三・六七四・六

邦楽器の物品税課税廢止に關する請願(第三三二号)

同

個人企業の完全給与制実施に

同

青色申告者の専従者給与の必要経費算入については、昭和四十二年度の税制改正において、昭和四十三年から所得稅法上限度の法定を廢止することとしているところである。

正の結果、おおむね妥当な水準にあるものと考えられる。

したがつて、請願の趣旨については、今後の間接税体系の全面的な検討が行なわれる際に他の課税物品との均衡をも考慮しつつ、検討することとしたい。

物品税は課税物品の消費に示される担税力に応じて課税すべきものであるが、現行物品税の負担

元毒ガス製造従事者の疾病救
濟に関する請願(第一七三号)

1

大学に情報処理研究施設設置に関する請願(第四号)

文部省

に簡略化した帳簿を備え付けておけば、青色申告者として取り扱う措置を講ずることとしているので、今後青色申告者となることが期待される。

元陸軍第二造兵廠において毒ガス製造等に従事していたことにより療養を必要とする者の医療等については、専門の医師等をもつて構成された審査機関の認定を経て、従来より、種々所要の措置を講じているところであり、毒ガス製造に従事していた全従業員については、専門の医師等をもつて構成された審査機関の認定を経ることなく、無料検診およびガス吸入に關係のない一般疾病に関する医療の給付を実施する等の措置を講ずることは、その緊要度よりみて、適當でないと考えられるので、ご趣旨のとおり措置することは困難と思われる。

することとし、昭和四十二年度国立学校特別会計
予算等に計上し決定している。

なお、大学図書館近代化の一環として、学術情
報サービス網を形成するため、国立大学附属図書
館に学術情報サービスを担当する職員を充美する
よう努力したい。

昭和四十一年十一月二十三日 参議院会議録追録 第五十二回国会において採択された請願の処理経過

へき地学校統合整備促進に関する請願(第一二号)

同

一、小・中学校の統合による学級数および学校数の減少に伴う基準財政需要額の減少額については、その激変を緩和するため、特別交付税について三か年間当該減少額に相当する額を措置することとしている。なお、このほか、学校統合にかかる五に掲げる諸経費についても特別交付税で措置している。

二、スクールバス・ボートの購入費に係る国庫補助の市町村負担分については、辺地債の起債が認められており、また、スクールバス・ボートの維持運営費、通学バス運行に係る民間会社への委託費など小・中学校の児童生徒の通学対策に要する特別の財政需要については、特別交付税算定の要素として考慮されることとなつている。

三、統合校舎等の建築費については、現在国がその二分の一を負担することとしているが、へき地学校についてはこの負担率を引き上げるよう検討したい。

四、校地取得費については、昭和四十二年度地方債計画のうち義務教育施設整備事業において、新たに用地取得費十億円を含めて決定している。

五、学校統合については統合学校施設に対する国庫補助金のほか、交付税上の措置として特別交付税の算定上、統合に伴う教材等の買替費用、寄宿舎の維持運営費、スクールバス・ボートの維持運営費等についてもこれを考慮することとな。

「なぎなた」正課教材採択に関する請願(三件)(第二二三・八
・一四三号)

各種学校の新制度確立等に関する請願(四件)(第二一・一
四一・二三八・六八五号)

同

つてゐる。

一、請願要旨どおり各種学校制度の改善、充実を実現するよう努力したい。

二、各種学校に対する私立学校振興会の融資は現在理工系、医療系の各種学校のみに限られているが、各種学校制度の整備とも関連し、今後その範囲の拡大に努力したい。

三、勤労学生控除は、学業のかたわら勤労に従事して学資を得てゐる者に対して特別の控除を適用する制度の趣旨にてらしても、学校教育法第一条に規定する学校ないしはこれと同等の教育を行なう学校の在学生にこれを認めることが適当である。

ところで、個人等の設置する各種学校は、その制度が未整備であり、教育内容も千差万別であつて、明確な適用範囲を画することが困難であるため、現段階でその在学生を勤労学生控除の対象とすることには問題がある。

しかし、今後早急に各種学校制度の整備を行ない、それを機会にあらためて検討したいと考えてゐる。

教育課程の改善にあたつて、体育の内容を充実改善することは、大きな課題となつてゐるが、中学校以上の女子のなぎなたの採用については、なお、慎重に検討したい。

官報(号外)

心臓病の子供の教育のため
病、虚弱児学校及び学級増設
に関する請願(四件)(第四二・
三〇〇・四四四・六八六号)

心臓病をもつ子供は、医学的管理のもとにおく
必要があり、教育をするにあたっても医療と医学
的指導の裏づけのもとに行なわなければならな
い。したがつて心臓病の子供を収容する医療施設
に併設して養護学校を設置するか、施設内に特殊
学級を設けることが望ましい。最近、結核療養所
等を転換し、心臓病、腎臓病、小児喘息などの疾
病を有する子供を収容する傾向にあるので、これ
を併行して今後養護学校の増設を図ることも、
必要に応じて特殊学級を設置していきたい。

中学校第二学年までの無償給与については、昭
和四十二年度予算に必要経費を計上し、昭和四十
三年度から実施することとしている。

中学校第三学年までの完全実施については、昭
和四十三年度予算において措置し、昭和四十四年
度において実施するよう努力したい。

請願要旨どおり各種学校制度の改善充実が早急
に実現できるよう努力したい。

名古屋地区に国立陶芸博物館
設立に関する請願(第一一三
号)

現在、もつばら陶芸の保存を目的とする国立の
博物館を設置する考えはないが、陶芸を含む伝統
工芸の保存に関しては、特に伝統工芸技術の伝承
者の養成を中心措置する必要があるので、地方
産業との関連等伝統工芸の実態調査をまず行な
い、それに基づき陶芸、染織、漆芸等分野ごとに

心臓病をもつ子供は、医学的管理のもとにおく
必要があり、教育をするにあたっても医療と医学
的指導の裏づけのもとに行なわなければならな
い。したがつて心臓病の子供を収容する医療施設
に併設して養護学校を設置するか、施設内に特殊
学級を設けることが望ましい。最近、結核療養所
等を転換し、心臓病、腎臓病、小児喘息などの疾
病を有する子供を収容する傾向にあるので、これ
を併行して今後養護学校の増設を図ることも、
必要に応じて特殊学級を設置していきたい。

公立高等学校の設置、適正配
置及び教職員定数等の標準に
関する法律の一部改正に関する
請願(三件)(第一一五・一
六・一二二号)

公立学校警備員の設置に関する
請願(第一三八号)

公立学校の施設の保全管理については昭和四十
一年度に教職員の宿日直の実態および警備員の配
置状況等について調査を実施したところであり、
今後その調査結果にもとづき、その保全管理のあ
り方について十分検討してまいりたい。

各種学校の新制度早期確立に
関する請願(第一七四号)

請願要旨どおり各種学校制度の改善充実が早急
に実現できるよう努力したい。

小中学校寄宿舎に対する国庫
補助の額に関する請願(第
六一四号)

べき地小中学校寄宿舎の整備については、現在
二分の一の国庫補助を行なつており、毎年その建
築単価、構造比率の引き上げを行なつてはいるが、
補助率の引き上げについても今後努力したい。

また、運営費については、現在国庫補助は行な
つていながら、毎年度特別交付税の配分にあたつ
て、寄宿舎の維持運営費相当分として、しかるべ
き財源措置を行なつてはいる。

養護教諭必置のための養護教

一、養護教諭については、その定員増を標準法の

伝承者の養成、関係資料の収集、展示等を行なう
施設の設置につき検討していきたい。

論養成所設置等に関する請願
(第六四五号)

改正に際して図つたところであるが、これを全校必置とすることは、現段階では困難である。
二、養護教諭の確保については、大学、短期大学または文部大臣の指定する養護教諭養成機関の卒業者で資格を取得したものの採用により充実を図るほか、国立の養護教諭養成所を設置する等により鋭意努力している。

学校警備員の設置に関する請願
(第六四六号)

公立学校の施設の保全管理については、昭和四十一年度に教職員の宿直の実態および警備員の配置状況等について調査を実施したところであり、今後その調査結果にもとづき、国・公立の学校施設の保全管理のあり方の全般について経費の問題も考慮しつつ、十分検討してまいりたい。

夜間部学生の生活と権利の保障に関する請願(第六八一号)

一、学生であつても、課税最低限をこえる収入があれば、所得税が課税されるのは当然であるが、勤労学生については、学業のかたわら勤労に従事して学費を得ているという特殊な事情にあることを考慮して、特に勤労学生控除の制度を設けてその負担の軽減を図つているところである。

しかも、昭和四十二年度の税制改正については、税額控除であつたこの控除を扶養控除と同額の所得控除に改め、より実情に即するよう措置するとともに、一般的減税として給与所得控除の定額控除を四万円から八万円に、基礎控除を十四万円から十五万円にそれぞれ引き上げる。

こととした。この結果、改正後においては、勤労学生の所得税の課税最低限は、給与のは、三万一千八百七十五円となり、勤労学生の収入状況からみてその大部分は所得税が課税されないことになる。

二、日本育英会が行なつてゐる育英奨学事業は、優秀な能力を有するにもかかわらず家庭の経済的理由により修学困難な者に對して、学資を貸与することにより、将来有為な人材の育成に資することを主眼としている。よつて、これらの要件に該当するものであれば、すべて学資貸与の対象とすることをたてまえとし、育英奨学事業の拡充整備に努力している。

貸与額の増額についても、その充実に努力していきたい。

三、労働者の賃金その他の労働条件については、労働基準法等に基づく監督指導を通じて、その向上に努めている。

四、日本国有鉄道(自動車線を含む)および日本国有鉄道(自動車線を含む)との連絡運輸の取扱を行なつてゐる地方鉄道(自動車線を含む)については、当該定期乗車券を発売しており、地方鉄道においても国有鉄道と同様の取り扱いをしている。

なお、バス利用の場合においても通勤、通学定期旅客運賃(三角定期)の制度が設けられてい

無給医局員の待遇改善に関する請願(第六九七号)

同

一、無給医局員の解消は、大学医学部卒業後における教育研修の合理的な体系が確立されることにより解決される問題であつて、単に定員増によつてのみ解決されるものではないと考えてい

る者に対し大学教育をさしつけるために設置された本旨にかんがみ、政府としてもかねてから関係各機関および事業主に対し、採用試験において、夜間学部卒業予定者にも平等に受験の機会を与え、本人の資質、能力に関係のない形式的事由によつて人事上の不利益を加えないよう強く要望してきているが、この点については、今後ともなお関係各機関と協力してその改善に努力したい。

夜間部(一部)卒業者に対しても、その就職について昼夜部(一部)卒業者と同等の機会が与えられるべきものであり、職業安定機関としては、地方学生就職問題連絡協議会等の場を通じて、学校卒業者を採用しようとする企業に対して昼夜部、夜間部の区別なく広く人材を求めるよう指導、啓蒙するとともに、学生の多数存在する地域の特定公共職業安定所に学生就職促進部を特設してその就職確保に努めている。これらの施策については、今後とも関係行政機関、大学関係団体との緊密な連絡協力のもとにその充実を図つていく考えである。

五、大学の夜間学部を働きながら勉学しよもうとする者に対して大学教育をさしつけるために設置された本旨にかんがみ、政府としてもかねてから関係各機関および事業主に対し、採用試験において、夜間学部卒業予定者にも平等に受験の機会を与え、本人の資質、能力に関係のない形式的事由によつて人事上の不利益を加えないよう強く要望してきているが、この点については、今後ともなお関係各機関と協力してその改善に努力したい。

六、大学の夜間学部を働きながら勉学しよもうとする者に対して大学教育をさしつけるために設置さ

る。

したがつて、専門家よりなる懇談会を開き、大学病院の使命、性格およびその管理上の諸問題と合わせて、早急に結論をうるよう検討をすすめているところであるが、さしあたり昭和四十二年度は、国立大学における病院管理の円滑化および研究生の指導体制の確立に資するため講師百名を増員することとなつていて、

また、正式に研究生としての身分を有する者が、実際に診療に従事した場合に診療協力謝金を支給することとし、新たに一億円の経費を計上して実施することとなつていて、

二、有給職員の待遇改善については、毎年人事院勧告を尊重するたてまえで努力している。
また、欠員不補充措置の実施については、行政職員については離職者数の五十%または八十%、教育職、医療職等の職員については九十%の補充が認められている。このほか、特殊なケースについては実情に即するよう努力しているが、さらに国立学校の特殊性にかんがみ、この措置の適用除外もしくは緩和について、関係方面に強く要望している。

三、大学の教育に必要な教官の充実については、逐年その増員に努めており、昭和四十二年度は、国立大学における医学教育・研究に必要な教官二百八十名を増員することとなつていて、

また設備の充実についても所要の経費を計上し、その増額を図っている。

次に、研究費の増額については、昭和四十二年度は前年度に比べて数官研究費を十%増額することとなつていて。

四、「さしあたりの措置として国費による無給医局員の医療保障を確立」することについては、

わが国民の医療保障は、各種医療保険制度を中心として、一応整備されており、無給医局員の医療保障については、就労等の実態に応じ、医療保障に関するこれら既存の制度の適用を通じて必要な措置がなされうるものと考えている。

五、「真に国民の健康を守れるような医療行政を確立」することについては、医療制度については、医療制度調査会等において示された意見を尊重しつつ医学の進歩と医療需要の変化に即応するようその改善を図つてゐるところであり、今後さらに努力したい。

原子爆弾被爆者援護法(仮称)
の早期制定に関する請願(第
三〇八号)

厚生省

原子爆弾被爆者対策については、医療の面は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により十分措置を講じてゐる。それ以外の援護については、他の一般戦争犠牲者との均衡もあり慎重に検討をよろする問題であり、現在整理中の被爆者実態調査の結果をも勘案して今後の対策を検討する考えである。

栄養士法第五条の二の第二号

同

栄養士法第五条の二第二号に規定する栄養士養

改正に関する請願(三件) (第
三七・一四五・二三七号)

成施設は、教育課程等の指定基準からみて、その施設の教育課程を修了すれば栄養士法に定める管

理栄養士の業務を十分になし得ると考えられる施設を指定するものであり、栄養審議会の意見も十分勘案して運用しようと考えているものであつて、以下のところ法を改正する意図はない。

心臓手術のための供血制度改
善に関する請願(二件) (第三
〇五・四四六号)

同

一、献血の受入れおよび保存血液の供給を容易な
らしめるため、各都道府県に血液センター、同
出張所ならびに移動採血車、血液運搬車等の施
設を増強すべく緊急施設整備計画を樹立し、さ
しあたり昭和四十二年度においてこれに要する
経費として約一億二千万円を決定し、献血の飛
躍的な伸展を期すこととしている。

二、献血による保存血液についてはその供給価格
から血液代を除外する方向で価格改訂等の措置
を目下検討中である。

三、輸血用血液の必要量が献血によつて十二分に
確保できるまでに至つていらない現状において、
医療機関に献血血液の使用を義務づけることは
困難であるが、医療機関に対しては献血血液の
積極的な使用を指導し、献血運動の促進、協力
を強力に要請しているところである。

したがつて、目下の急務は献血を推進し献血
血液を十二分に確保することが第一であり、こ
れがため強力な諸施策を講じていく所存であ
る。

陸中海岸国立公園の地域拡張
並びに下北半島の国定公園指定
に関する請願(第四八一號)

同

一、陸中海岸国立公園の区域拡張については、昭和三十六年に国立公園の体系整備に関する自然公園審議会の答申があり、その答申に基づき、すでに昭和三十九年六月一日に釜石以南の区域拡張を行なつてるので、本公園の指定は一応完了しているものと考えられる。

二、下北半島の国定公園指定については、目下自然公園審議会において「国定公園の候補地選定について」審議中であり、これの答申をまつて処理する予定である。

児童福祉施設最低基準の改定
に関する請願(十一件) (第四八・四四九・四五〇・四五八・四九二・四九三・四九四・五四〇・五四一・五七七号)

同

最低基準の改善については、中央児童福祉審議会の意見具申(昭和三十七年七月)の線に沿つて逐年改善措置を講じてきたところであり、昭和四十二年度から保母の定数を従来三歳未満児七人につき一人であつたものを六人につき一人に改善することとなつてゐる。なお、三歳以上児の保母の定数改定については今後も前記意見具申に沿うよう努力いたしたい。

し、体不自由児施設関係予算に同
関する請願(四件) (第三〇六・三〇七・三七一・四七九号)

同

一、肢体不自由児施設における措置費の算定は、健康保険の療養費の算定方法に準じて行なわれている関係があるので保母等の人件費および児童の日常諸費の別枠支弁については、その当否につき慎重に検討することいたしたい。

二、肢体不自由児施設に民間運営調整費を支弁することについては、前記の事情にかんがみ現在のこところ考えていない。

長野県に国立重症心身障害児(者)施設設置に関する請願
(二件) (第一一九・二一五号)

同

心臓病の子供の治療に対する育成医療の給付は、昭和三十九年度から行なつており、その予算額も順次増額されている。これらの心臓病の子供のは握については、現在、都道府県で行なわれてゐる三歳児健康診査等により異常児の早期発見に努め適切な措置を講じたい。

一、心臓病の子供に対する育成医療の給付は、昭和三十九年度から行なつており、その予算額も年々増額されている。これらの心臓病の子供のは握については、現在、都道府県で行なわれてゐる三歳児健康診査等により異常児の早期発見に努め適切な措置を講じたい。

二、各都道府県においては握した対象児童数等に基づいて、国の予算措置に一層努力してまいりたい。

三、現在、都道府県においては、心臓病の育成医療の給付にかかる予算が十分でないため、低所得者を優先的にその対象として行なわれてゐるが、今後も予算の増額に努め、制限給付を徹底するよう努力してまいりたい。

四、都道府県を通じ、制限の趣旨の周知徹底を図ることといたしたい。

医療保険の抜本改悪反対及び

療養生活の改善等に関する請願(第二三五号)

同

一、現在、医療保険制度は、財政収支が悪化しているばかりでなく、給付および負担の不均衡、診療報酬問題等種々の問題をかかえているため、その抜本的改善を行なう必要がある。抜本的改善の検討にあたつては、関係諸方面的意見を十分に聞いてすすめてまいりたい。保険給付に要する費用を、国と事業主の負担のみでまかなうことは、医療保険制度の建前からいつても適當でないものと考える。

二、結核新薬エタノブトールおよびカブレオマイシンについては、健康保険および結核予防法においては、昭和四十二年一月一日から採用しているものである。

三、結核患者の入所命令措置の運用については、低所得階層に重点をおき、A(市町村民税均等割額以下)およびB(市町村民税均等割税額をこえる階層)の二つに区分し、A患者については必要な措置の制限はなく、B患者については、さらに細分して低所得階層から順次計画的に入所命令措置を行なうこととしているが、最近の結核事情からみて、入院を要する患者の措置については計上予算の範囲で特に支障がないものと思われる。なお、高額所得者等に対して費用の一部を負担させることとしているが、これを撤廃することは他制度との関連等もあり適當でない。

四、医療による血液の十分かつ円滑な確保を図るために、國および地方公共團体、日本赤十字社

が中心となつて献血推進のための諸施策を目下講じてあるところであるが、献血思想の普及に伴つて最近における献血の実績は著しい伸びを示しつつあり保存血液総製造量の約六〇%を献血によつて確保するまでに至つてゐる。

さらに献血の積極的な推進を図るため、血液センターの充実強化、同出張所および移動採血車、血液運搬車の増設等、献血受入れ施設の緊急整備を骨子とする血液事業対策を策定し、さしあたり昭和四十二年度においてこれに要する経費として約一億二千万円の予算を決定し、献血の飛躍的な伸展を期し、輸血用血液の確保を図るための具体策を日下検討中である。なお、患者や家族で集めさせたためによらした費用を健康保険法等による給付の対象とすることについては、原則としてその費用の性質等にかんがみ困難と考える。ただし、生活保護法においては、従来から生鮮血を提供する場合には、この費用を支給することとしていたが、特定の患者のために一般血液銀行に血液を預託する場合にも、これと同様の取扱いをする方向で日下検討中である。

五、医療保障の推進を図るために、医師、看護婦等医療従事者の確保、充実が不可欠であることはいうまでもないところであり、このため、養成機関の拡充、就学援助および医療機関における待遇改善等に努めているが、今後とも一層対策を講じてまいりたい。

六、入院患者日用品費等の引き上げについては、従来から努力してきたところであるが、四十二年度においても、入院患者日用品費の基準額で一四・四%、同冬季加算額で二二%の引き上げを行なつた。なお、障害者加算は、二級の障害年金受給者のうち介護をよするものについては、すでに算定の対象とされているところであり、今後とも障害者の特殊な生活需要に即して、同制度の改善に努めることとした。

七、朝日訴訟事件については、昭和四十二年五月二十四日最高裁判所の判決が下され、国の主張が支持されたところであるが、係争の中心であつた入院患者日用品費の額については、当時（昭和三十一年）の月額六〇〇円から現行月額二、七〇〇円へと大幅な改善が図られており、今回の裁判の結果いかんにかかわりなく、今後とも、国民経済の発展および生活水準の向上に即応して、生活保護基準の改善に努めることとした。

八、身体障害者福祉法の適用に因しては、今回同法の対象を心臓および呼吸器の機能障害にまで拡大し、各種福祉措置の拡充等を行なう予定であるが、なお、その改善充実について引き続き努力いたしたい。

九、戦傷病者特別援護法の規定により入院療養を行なつてゐる戦傷病者が、公務上の傷病と因果関係のない疾病を併発した場合、当該併発疾病に対しても療養の給付を行なうことについて

は、検討することとした。

十、国民年金は本来拠出制を原則とし、経過的措置である無拠出制の福祉年金を含めて発足したものであつて、国民年金の主体である拠出年金制度は保険の原理を応用しながら、障害、母子、老齢などの保険事故に際して給付を行なうもので、他の公的年金制度と全く同様に制度加入中の保険事故を対象とし、一定の拠出を必要とする仕組みである。

したがつて、障害事故についても、初診日又は拠出期間等の要件が他制度と同様に要請されているものである。なお、障害の範囲については、昭和四十一年六月の国民年金法の改正によりすべての障害がその支給対象とされることとなり、年金額についても拠出年金については約二倍半、福祉年金については年額二、四〇〇円の引き上げがそれぞれ行なわれたところであるが、福祉年金については昨年に引き続いて本年も年額三、六〇〇円の引き上げを行なうこととなつてゐる。

十一、公的年金と福祉年金の併給限度額引上げに関する請願（第六一五号）

同

福祉年金は、元來他のいづれの制度からも年金を受けられないものを対象として創設されたものであり、現在一部認められている公的年金との併給は、公的年金の給付水準が未だ不十分であることにかんがみて行なわれる経過措置である。

環境衛生関係営業の運営の通正化に関する法律の一部改正に関する請願(第三六号)

同

したがつて、まず個々の制度における一層の充実が図られるべきであると考えられる。

請願(第一七号)

療術の新規開業制度に関する

環境衛生同業組合の事業として信用事業を行なうことについては、環境衛生関係営業の近代化合理化や金融体系の観点から慎重に検討いたしたい。

一、環境衛生同業組合の事業として信用事業を行なうことについては、環境衛生関係営業の近代化合理化や金融体系の観点から慎重に検討いたしたい。

二、主として物品製造業を対象として行なわれる過剰設備が存在する場合の新設設備の制限を、サービス業である環境衛生関係営業について行なうことが必要であるかどうか慎重に検討いたしたい。

三、營業施設の配置の基準を設定することは、環境衛生同業組合の自主的な活動としてはともかく、法律によつて行なうことは困難である。營業所の面積について最下限を定めることについては、公衆衛生の見地から必要であるかどうかについて十分検討いたしたい。

四、環境衛生同業組合の事務所等に対しては、昭和四十一年度より固定資産税が免除されることとなつた。なお、出資証券に対する印紙税については昭和四十二年度における印紙税法の全面改正によつて非課税が確認されることになつた。

環境衛生金融公庫設立に関する請願(三件)第六九二・六九三・六九四号)

同

昭和四十二年度において公庫を設立したが、その融資の条件等についてはできるかぎりこ要望に沿うよう検討いたしたい。

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医業類似行為に関する法律(昭和三十九年法律第二百二十号)附則第三項の規定に基づき、昭和三十九年十一月三十日、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会に諮問し、同審議会において、目下、調査審議中である。政府としては、この調査審議の結果を参考のうえ必要な措置を講ずることとしたいたしたい。

衛生検査技師法の一部改正に関する請願(七件)(第三八・一〇・一四六・二〇六・二〇七・三〇九・五三八号)

同

一、衛生検査業務の推移、従事者の需給関係等についてさらに検討を加えたうえで決定する必要があると考へている。

二、他の医療補助者の医師との関係とは異なつて、衛生検査技師が検体を検査する過程および検査結果を出すことは総括的には「医師の指導監督」の下に行なわれる必要があるとすると趣旨であるので、改める必要性は認め難い。

三、臨床検査の推移に対応した衛生検査技師の業務の範囲の再検討の要があるが、医行為との関係において重要な問題があるので、今後十分検討することとしたいたしたい。

四、衛生検査業務の高度化等に伴い衛生検査技師の資質の向上を図る必要があり、養成期間の延長は、その対策の一環として検討をよろずする問題であると考えている。なお、免許権者を改める

福岡市に国立視力障害センターを設置すべく、設置に関する請願(第三〇号)	同	心臓病の専門病院の新增設備促進に関する請願(五件)(第三〇四・四一四・四四五・四七八・六八七号)	同	心臓外科について、すでに国立小児病院、医科大学等で専門的治療を行なっているが、その整備および配置等については、今後とも検討いたしたい。	同	心臓病の専門病院の新增設備促進に関する請願(四件)(第四四・四五・二三四・六四〇号)	同
保育事業の育成強化に関する請願(第三五号)	同	福岡市に国立視力障害センターを設置すべく、設置に関する請願(第三〇号)	同	昭和四十二年度から着工することとなつてゐる。福岡市に国立視力障害センターを設置すべく、設置に関する請願(第三〇号)	同	心臓病の専門病院の新增設備促進に関する請願(五件)(第三〇四・四一四・四四五・四七八・六八七号)	同
一、最低基準の改善については、中央児童福祉審議会の意見具申(昭和三十七年七月)の線に沿つて逐年改善措置を講じてきたところであり、昭和四十二年度から保母の定数を従来、三歳未満児七人につき一人であつたものを六人につき一人に改善することとなつてゐるが今後も前記意見具申の線に沿つて、最低基準の改善に努力いたしたい。	同	二、職員の給与については、これまでもその改善に努めてきたところであり、昭和四十二年度においては、昭和四十一年度補正予算で計上した給与改善を平年度化するとともに、保育所職員の給与についての地域差を縮少するために、昭和四十一年度に引き続き所要額を計上することとしている。	同	三、児童の待遇については、毎年度その改善に努めてきたところであり、昭和四十二年度においては給食費および保育費の単価増額を図るほか、児童用採暖費の支給範囲を拡大する等児童の待遇の改善を行なうこととしている。	同	四、保育料の家庭負担の軽減については、現在、児童の屬する世帯の収入にみあつて徴収する等の措置を講じているが、事務費(主として人件費)を公費負担することについては、現在のところ考えていない。第二子以降の保育料を免除することについては慎重に検討することとしたいたしたい。	同
五、施設運営の改善については、昭和四十二年度においては、庶費および旅費の単価を増額する等の措置を講ずることとしている。なお、保育	同	五、施設運営の改善については、昭和四十二年度においては、庶費および旅費の単価を増額する等の措置を講ずることとしている。なお、保育	同	五、施設運営の改善については、昭和四十二年度においては、庶費および旅費の単価を増額する等の措置を講ずることとしている。なお、保育	同	五、施設運営の改善については、昭和四十二年度においては、庶費および旅費の単価を増額する等の措置を講ずることとしている。なお、保育	同

所への支弁方式は、現行の現員払方式を改めることは予定していない。

六、保育所の入所措置基準については、現在の基準を改定することは、現在のところ考えていない。

七、保育事業の拡大振興については、昭和四十二年度から年次計画をもつて、国庫補助金、国民年金還元融資等により、保育所の整備を図ることとしており、昭和四十二年度においては、約四五〇箇所の保育所の新築および増改築に対して国庫補助をすることを決定している。

このほか、昭和四十二年度においては、べき地保育所への国庫補助の増額などを図るほか沖縄の保育所に対しても、昭和四十二年度予算において財政援助を行なうことに決定した。

重症心身障害児施設の福島県
内設置に関する請願（第六一
八号）
同

重症心身障害児対策の一環として、昭和四十二年度から國立療養所に重症心身障害児者の病棟を設置しているところであるが、昭和四十二年度においても引き続きその増設を図るべく、四億二千七百万円の予算措置を講じており、その設置場所の選定にあたつては、前年度の設置状況、國立療養所の地域的配置状況および受入体制等を勘案の上、当該病棟の配置が全国的に公平になるよういたしたい。

保育所の増設整備については、昭和四十一年度から年次計画をもつて実施することとなつてお

(第六四三号)

日雇労働者健康保険の改悪反対に関する請願(第三三三号)

同

国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(一二件)(第二三三三・六九一号)

一、すでに措置したところである。
二、保険料(税)負担のあり方については、今後とも慎重に検討いたしたい。また、国庫補助については、国民健康保険財政の状況を勘案しながら全体的な立場から一層の改善を図るよう検討いたしたい。

三、国民健康保険事務の標準化については、慎重に検討いたしたい。

また、事務費負担金については、一層実情に即するよう改善いたしたい。

四、国民健康保険直営診療施設の新築又は改築に要する経費およびべき地における診療施設の運営において生じたやむを得ない赤字について
は、国庫補助を行なつてはいるが、その改善については今後さらに検討いたしたい。

五、さらに改善に努めたい。

六、現在検討中である。

小学校区ごとに乳幼児及び学童の保育所設置に関する請願

日雇労働者健康保険法の内容
改善に関する請願(六件) 第三号
三一〇・三七〇・四五二・五
三九・六八八・六八九号

同

一、日雇労働者健康保険の給付改善については、その財政が極度に悪化した状況にあるので、この財政問題の解決とあわせて、制度の根本的な建直しを図る段階で考えたい。

二、擬制適用被保険者の取扱いについては、被用者保険のあり方等医療保険の基本に触れる問題でもあるので、抜本的検討の際にあわせて検討する。

三、医療保険の財源負担のあり方については抜本対策の一環として検討しているが、保険給付による費用を全額国庫負担および事業主負担でまかなうこととは、社会保険制度の建前からいつて適当でないものと考える。

四、擬制適用被保険者の取扱については、被用者保険のあり方等医療保険の基本に触れる問題でもあるので、抜本的検討の際にあわせて検討する。

五、日雇労働者健康保険の給付改善については、その財政が極度に悪化した状況にあるので、この財政問題の解決とあわせて、制度の根本的な

七、今後さらに検討いたしたい。

八、国民健康保険団体連合会に対する補助については、さらに努力いたしたい。

九、昭和四十二年度予算において、財政力等の弱い国民健康保険組合を対象として一億円を決定している。

十、いわゆる標準保険税(料)の設定については、検討いたしたい。

十一、今後において検討してまいりたい。

十二、被保険者の健康の維持管理のため特に必要と認められる場合であつてその設置が国民健康保険団体連合会によつて行なわれる場合には、補助を行なつてている。

日雇労働者健康保険制度の内
容改善に関する請願(第七一
三号)

同

一、日雇労働者健康保険のあり方については、現在、医療保険制度全般にわたる抜本的検討の一環として慎重な検討を行なつていているところである。

二、医療保険の財源負担のあり方については、抜本対策の一環として検討している。保険財政の安定を図ることは必要であるが、保険給付による費用を全額国庫負担および事業主負担でまかなうことは、社会保険制度の建前からいつて適当でないものと考える。

三、日雇労働者健康保険については、制度の構造上多くの問題をもつており、財政健全化を図るために当たつても制度の基本問題を解決することが必要であるので、今回は、保険の引き上げ等面の財政対策は見合せることとしている。

四、擬制適用被保険者の取扱については、被用者保険のあり方等医療保険の基本に触れる問題でもあるので、抜本的検討の際にあわせて検討する。

五、日雇労働者健康保険の給付改善については、その財政が極度に悪化した状況にあるので、この財政問題の解決とあわせて、制度の根本的な

建直しを図る段階で考えたい。

戦後長期抑留者の待遇に関する請願(第一四七号)

同

ソ連に抑留されている間に死没し又は傷病にかかる者等に關しては、その者の身分に応じて恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法等により、国家補償の精神に基づき、必要な援護措置がとられているところであるが、長期抑留という事実に対して特別の補償を行なうことは、現在のところ考えていない。

同 同

ソ連長期抑留者に対する國家補償に関する請願(第六九〇号)

同

ソ連に抑留されている間に死没し又は傷病にかかる者等に關しては、その者の身分に応じて恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法等により、国家補償の精神に基づき、必要な援護措置がとられているところであるが、長期抑留という事実に対して特別の補償を行なうことは、現在のところ考えていない。

右に同じ。

ソ連長期抑留者に対する國家補償に関する請願(第三七二号)

同

一、戦傷病者相談員の増員については、昭和四十二年十月から従来の四六〇名を七〇五名に増員されることとなつた。

二、目下検討中である。

三、戦傷病者に対する補装具の種類および支給基準については、昭和四十二年十一月二十四日付け身体障害者福祉審議会の答申に基づき、昭和四十二年度から改善されることとなつていている。

四、職務関連の罹病者に対しては、現在、恩給法による傷病恩給が支給されていないので、戦傷病者特別援護法をこれらの者に適用することは考えていない。

五、現在、考えていない。

十一、関連する部局の間で協議のうえ、検討した

い。

十二、生活保護法による保護の決定実施における収入認定の要請は、制度の基本となるもので、これを無制限に緩和することはできないが、本件に関しては、引き続き検討したい。

十三、財政的に困難である。

十四、国民金融公庫(以下「公庫」という。)が行なう恩給担保貸付限度については

(一) 従来、恩給等の支給金の二年半分以内(ただし、二十万円以内を限度)となつていたが、昭和四十年度から恩給等の支給金の三年以内(ただし、三十万円以内を限度)とすることに改めたところである。

(二) 公庫の恩給担保貸付の七割強が消費資金であり、半面、恩給が受給者の生活資金であることを考えれば、返済期間の長期化をもたらす限度額の引き上げは、結局受給者の生活を圧迫することにもなるおそれがあること。等諸点を考慮すれば、恩給担保貸付の限度額の引き上げを早急に実施することは困難であり、なお慎重な検討をようすると考えられる。

ちなみに、恩給担保貸付の借受者であつても事業資金の借入希望がある場合には、普通貸付の対象となることとなつており、この場合の貸付限度額は、恩給担保貸付と別計算されることとなつていて。

十五、(一) 国立の学校においては、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、

学業優秀な者については、その者の申請により、授業料を免除している。

よつて、戦傷病者の子弟の場合もこの制度の運用によつて実情に即した措置をとつて行きたい。

(二) 日本育英会が行なつてゐる国の育英奨学事

業は、優秀な能力を有するにもかかわらず、家庭の経済的理由により就学困難な者を対象として学資を貸与することにより、将来有為の人材の育成に資することにその主眼をおいている。よつて、これらの要件に該当する者であればすべて学資貸与の対象とすることをたてまえとして、育英奨学事業の拡充整備に努めている。

戦傷病者の子弟の場合も右の一般的な事業によつて該当事者の救済を図つて行きたい。

十六、現在、戦傷病者は、N H K の免除基準により、増加恩給受給者等、視聴覚障害者、生活困窮者、貧困な身体障害者等に該当する場合は、それぞれの定めるところの受信料免除の対象となつてゐるところである。

契約乙(ラジオのみの受信契約)に係る受信料については、昭和四十二年四月一日から免除基準を拡大して、戦傷病者および戦傷病者を世帯構成員に有する者に対し、全額免除の措置が講じられたところである。

契約甲(すべての受信契約)に係る受信料を戦傷病者全員に対して免除することについては、

受信料公平負担の見地からかなならずしも適当とは考えられないが、今後慎重に検討したい。

十七、戦傷病者を含めて障害者に対し、現行税制上次のような優遇措置が講じられている。

(一) 個人の住民税につき、年間所得二十四万円以下の障害者は非課税とされ、また、障害者一人につき一、〇〇〇円の税額控除が設けられていること。

(二) 自動車税および軽自動車税につき、下肢または体幹不自由者が所有する自動車または軽自動車について、身体障害者手帳の示掲を要件として、これらの税を減免すること。なお、戦傷病者については、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、下肢または体幹の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の各項症または同法第一号表ノ三の第一款症から第三款症までに該当する者に対しては、身体障害者手帳の交付を受けていない場合においても、減免の取扱いをすることとしている。

以上のような優遇措置のうち、個人の住民税が非課税とされる障害者であるための要件である所得額については、物価の上昇等に応じほぼ毎年改正してきており、昭和四十二年度においては、二十六万円に引き上げられることとなつた。

また、税額控除については、控除の内容を分りやすくするとともに、毎年の控除引き上げから取り残されないようにとの配慮から昭和四十

三年度以降所得金額から年五万円を控除する所 得控除に改められる予定である。なお、このよ うな優遇措置が講じられる障害者の範囲につい ても、所得税における障害者の範囲の拡大に伴 い、戦傷病者手帳の交付を受けている者を障害 者の範囲に含めるよう、政令の改正を行なう予 定である。

このように、障害者に対しては、常に税制上 特別の措置がなされており、地方財政の状況、 物価水準の動向、一般納税者との均衡等を考慮 しつつ、今後とも戦傷病者をも含めた障害者について、可能な限り、税制上の配慮を加えてま いりたい。

十八、戦傷病者については、身体障害者に対する

職業紹介、公共職業訓練、職業適応訓練、雇用 率の設定等により、積極的な雇用の促進に努め ているところである。

身体障害者の雇用の現状等からみて、今後と るべき雇用促進方策について、身体障害者雇用 審議会において、現在審議願つてあるところで あるので、その答申をまとめて検討してまいりた い。

十九、診断書の無料取扱いは、他の社会保険制度 および一般の身体障害者に対する福祉制度全般 にわたる問題であると思われる所以、恩給に関する 診断書についてのみこれを要望のように措 置することは、慎重に検討すべきであると考え る。

二十、昭和四十一年度の税制改正において、戦傷 病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手 帳の交付を受けている者を所得税の障害者控除 の対象に含めることとし、実情に即するよう措 置したところである。

山村振興のための国行政組織等強化に関する請願（第六号）

農林省

旧満洲開拓団員の外地死没者 の遺族に対する国家待遇に関する 請願（二件）（第一二〇・三一六号）

同

二十一、身体障害者に対するたばこ小売人の指定 については、すでに身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十四条の規定 に基づき、優先指定の途を開いている。

戦傷病者特別援護法の適用者の過半数は、身体障害者福祉法の適用者であるので、戦傷病者のうち特に配意を要すると考えられる者についての必要な法的救済措置は、すでにとらえているものと思われる。なお、塙の小売人指定については、他の商品販売と兼業となる性質上、たばこの場合と異なり、從来から身体障害者、母子家庭等に対しても特別の優先措置は講じていないので、戦傷病者についても優先取扱いを定めることは考えていない。

二十二、身体障害者に対する対策の一環として目 下慎重に検討中である。

戰傷病者戰没者遺族等援護法は、軍人軍属およびこれに準ずる者の公務上の傷病又は死亡に因し、國家補償の精神に基づき、これらの者又はその遺族を援護することを目的とするものである。満洲開拓団員は、満洲開拓の使命の下に移住したものではあるが、自作農として独立したものであつて、國との間に服務上の關係はなかつたというような実態から考えて、これを同法により、軍人軍属等と同様に待遇することは適当でない。なお、満洲開拓団員であつて、ソ連の参戦に伴いソ連軍等の襲撃により死亡した者は又は終戦後ソ連等によつて未復員者と同様の事情の下に抑留され、その間に死亡した者に関しては、「戰傷病者戰没者遺族等援護法により、「戰闘参加者」又は「特別未帰還者」として遺族給与金等が支給されている。

山村振興のための施策は、從来各省がそれぞれの組織と人員をもつて実施してきたが、その間の調整を図つて総合的に施策を実施することが、とくに山村振興法の成立を契機として必要とされ、

昭和四十二年十二月二十三日

参議院会議録

第五十三回国会において採択された請願の処理経過

薪炭製造業対策に関する請願
(第八号)

山村振興事業の補助率引上げ
等に関する請願(第九号)

同

このための組織として新たに経済企画庁に山村振興課を設ける等の措置を講じているところである。

薪炭の需給規模は燃料の消費構造の変化、労働力の流出等によつて縮小してきたが、なお薪炭生産は、農山村における重要な現金収入源であり、農家の労働配分上等からもかけがえのない産業であるので、その生産合理化を図るために必要な援助措置を講じてまいりたい。また、他産業へ就職を希望する人に対しても職業指導、職業訓練、中高年令者の就職促進措置等により転職の円滑化を図つてまいりたい。

振興山村については、農業基盤整備事業の採択基準の緩和、山村に適した特別の事業の実施(振興山村農林漁業特別開発事業)、市町村道の積極的推進等の措置を講じてきたが、山村振興に係る事業は広範にわたる総合的なものであり、しかも山村地域が国土のはば二分の一を占めるところから、補助率の引き上げ等については全般的な補助率体系の問題になるので慎重に検討をすすめてまいりたい。

また振興山村の指定については、振興計画を作成して振興を図ることが必要、かつ、適当な山村について、昭和四十五年度までに指定を完了するよう毎年度その指定数の増加に努めたい。

異常な漁業災害に対する対応として政府の保険事業を実施するとともに中小漁業者の加入の円滑化を図る等のため漁業災害補償法の一部を改正する法律案が第五十五回国会において成立した。

また共済限度額率の引き上げによる給付内容の充実および国庫補助の強化を図るために必要な改善措置を講ずることとしている。

三・二二八・二三九・二三〇・
一九〇・一九一・一九二・一九
三・二三八・二三九・二三〇・

薪炭製造業対策に関する請願
(第八号)

同

同

二三一・二三二・二三三・二三
四・二三五・二三六・二三七・
三一一・三一二・三二三・四
九一・四五五号)

土地改良区の運営費に対する
財政措置に関する請願(第一
六号)

二三一・二三二・二三三・二三
四・二三五・二三六・二三七・
三一一・三一二・三二三・四
九一・四五五号)

生乳取引価格の適正化に関する
請願(第三十九号)

てん菜の生産対策強化に関する
請願(第二二七号)

昭和四十一年度の生乳取引価格は、すでに決定され解決済みである。

北東北のてん菜の生産振興については、甘味資源特別措置法に基づき、てん菜生産振興地域の指定を行なうとともに、主産市町村にてん菜生産推進地区を設置し積極的に機械の導入、移植栽培の促進、土壤改良等生産合理化の諸対策を実施してきた。しかし、昭和四十二年三月十日フジ製糖株式会社社長榎原正三から経営採算の困難を理由に、北東北生産振興地域内の指定製造施設を閉鎖したい旨申し出があった。このような事情にかんがみ、今後の北東北におけるてん菜生産振興については慎重に検討することとしたい。

消費者米価の値上げ反対に関する請願(第六一八号)

同

消費者米価は、物価安定の見地から過去一年以上の期間にわたりすえ置いてきていたが、現在のような価格関係のままいつまでも推移すれば食糧管理制度の健全な運営その他から問題があると考えられるので昭和四十二年十月から消費者米価の改定を行なうことを決定している。

しかし、実際の消費者米価の改定については、今後の家計および物価の動向等を十分考慮して、従来と同様決定に先立ち、米価審議会に諮つたうえ、消費者家計の安定を旨として決定する考え方である。

三七

消費者米価値上げ反対に関する請願(第六四二号)

同

国有林野活用における幼令樹補償に関する請願(第六二〇号)

同

右に同じ。

一、立竹木の価額は、植栽してから現在までの毎年の造林費を評価時現在に換算した価額、伐期における推定価額等を基礎として、関係法令に照らして適正に決定されるもので、その算出方法の変更は困難である。

二、これを全免することは、保安林整備臨時措置法等他の法令に基づく国有財産の処分の取り扱いとの均衡等から考えて極めて困難である。

三、活用対象地の上にある立竹木(伐期未到来の立竹木を含む)で農用地造成後も土地と一体として利用される様態にあると認められるもののが取得に要する資金は、当該土地を買い受けるのに必要な資金の一環として、未こん地取得資金の融資対象として取り扱っている。

しかし、土地造成に伴い除去する等、造成後の土地と一体として利用されない立竹木についての補償に要する経費を未こん地取得資金の融資対象とすることは、土地の取得の促進を直接の融資目的とする当該資金の趣旨よりみて困難である。

また、幼令木補償を農業構造改善事業の補助対象とすることについては、事業の性格から困難である。

なお、活用に伴う立竹木の売払代金の延納措置については、目下検討中である。

国産電子計算機振興のための利用増大方策の実施に関する請願(第一号)

省通商産業

一、データ通信網の整備については、現在データ通信関連機器に対する鉱工業技術研究補助金の交付、データ通信に際しての接続条件の標準化の推進等各種の施策を講じているが、実際のデータ通信網設置計画等に關する対策についても早急に検討することとしたい。

二、ソフトウエアの開発については、かねてから通商産業省工業技術院電気試験所等において強

母子福祉団体の「お母さん貯金旅行」に対する国鉄運賃の团体割引適用に関する請願(第三四号)

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(二件)(第二二五・一三一号)

三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に関する請願(第四八二号)

力におし進めており、又民間業界においても、すでに昭和四十一年十月より電子計算機メーカー三社の出資により日本ソフトウエア株式会社が設立され、共同開発の機運が生じてきているので、政府としても、今後とも民間業界との密接な連携のもとにその研究開発を推進していくべき。

持回り臨時列車利用団体に対する割引は、閑散月(一・二・六・九・十一および十二月)に限り、六分引として行なつてきたが、昭和四十二年三月一日以降閑散期、繁忙期にかかるらず、年間を通して六分引で取り扱うことになつていている。

本請願における、道路改良工事に伴う踏切道に関する国鉄と道路管理者との協定促進については、建国協定(道路と鉄道との交差に関する建設省、日本国有鉄道協定)に基づき、協定の促進について努力させているが、今後とも道路管理者と国鉄側と工程の調整を十分に行わせたい。

一、石巻・柳津間の路線については、鉄道敷設法別表予定線に該当していない。予定線編入については、今後他の線とともに検討したい。

二、本吉・前谷地間の路線は氣仙沼線として工事線となつており、現在、前谷地・柳津間にについて、路盤工事実施中である。

三、久慈・宮古間および釜石・大船渡(盛)間はそれぞれ、久慈線、盛線として工事線となつておる。久慈線については久慈・普代間および宮古・田老間の路盤工事を実施中である。また盛線については現在、盛・綾里間の路盤工事を実施中である。

四、浅内・小本間の新線については、先般、浅内・岩泉間の工事に着手している。残区間のうち岩泉・裴野間は工事線となつておるが、裴野・小本間は鉄道敷設法別表予定線に該当していない。建設については、請願の趣旨を十分尊重して考慮したい。

福相線鉄道建設促進に関する
請願(第六二二号)

山村町村の財政強化に関する
請願(第七号)

同

自治省

本請願の路線は、目下工事中の丸森線丸森駅より南東進して常磐線相馬駅に至る延長約二二キロメートルの新線であり、鐵道敷設法別表の予定線に該当している。建設については、鐵道建設審議会に図る必要もあり、今後慎重に検討したい。

山村町村その他後進団体の財政基盤の強化については、地方交付税の算定上特に意を用いてきていたところであるが、今後も一層検討を続けていただきたい。なお、昭和四十二年度分の普通交付税の算定にあたつては、農業行政費およびその他の産業経済費にかかる経費の充実、小・中学校費の学校にかかる経費の充実等を通じて山村町村を含む後進町村の財政基盤の強化を図ることとしている。

また、辺地債については從来の起債枠二十億円が三十億円に拡大された機会に辺地における山村振興事業の実施に資するため、起債対象事業の拡大等を図ることとしている。

從来から、地方公務員の給与改定は、国に準じて行なうよう指導してきたところであり、今回の給与改定についてもこの方針にしたがつて実施することとしている。またそれに必要な財源は地方交付税等一般財源によつて完全に措置されている。

地方公務員等共済組合法の制度改善に関する請願(二件) (第一一七・二一三号)

同

同

一、共済年金のスライド制の具体的実施は、單に地方公務員等共済組合法の内部における問題としての検討されるべき性質のものではなく共済組合法および各種公的年金制度を通じて広く論議されるべき性質のものであるので、政府としても地方公務員共済組合審議会の意見をきくほか、恩給制度審議会の審議の経緯をみながら、その具体的方策を検討する。なお、スライド制の実施に要する費用の負担については、地方公務員共済組合審議会の意見をきくとともに

(号) 地方公務員の給与改定早期実施とこれに伴う財源措置に関する請願(第六〇九号)

基準財政需要額の基準単価引上げに関する請願(第六二一

に、各種年金制度における負担の状況等を勘案して慎重に検討する。
二、現在公務員の共済グループ(国共済、地共済、公企体共済)においては十五%の公費負担が行なわれており、厚生年金においては、これが二十九%となつており両者間に差異があるが、これは厚生年金の給付水準を考慮すれば実質負担額については両者の均衡が得られていることによるものである。

長期給付における公費負担の割合を如何にすべきかは、国の社会保障制度全体の均衡を考慮しつつ慎重に検討する。

三、地方公務員共済組合における短期給付は、社会保険制度の一環として行なわれているものであり、それに要する費用は、地方公務員等共済組合法に明記しているとおり本来使用者たる地方公共団体と被用者たる組合員とか負担すべきものであるので、これによるとする費用について直ちに国庫負担を導入することは制度の建前から困難であるが、昭和四十年九月に出された社会保障制度審議会の答申ならびに昭和四十一年五月および同年六月における衆参両院の地方行政委員会の附帯決議もあるので医療費および医療保険制度が抜本的に解決される際に国家公務員共済組合の取扱いならびに他の医療保険の取扱いを考慮のうえ慎重に検討する。

地方公務員の給与改定については国に準じてこれを行なうこととし、その所要財源については、地方交付税等によつて完全に措置することとしている。

基準財政需要額算定上の基準単価、すなわち単位費用は、毎年度社会経済の進展に即応するよう改定を行なつてあるところであり、昭和四十二年度においても、合理的かつ妥当な基準財政需要額が算出されるよう単位費用の改定その他算定方法

國庫補助負担事業にかかる地方超過負担解消に関する請願
(第六一二号)

同

の改善合理化を図るため、地方交付税法の一部を改正する法律案が第五十五回国会において成立した。

また、地方交付税の総額は、国税三税の増加により、昭和四十二年度には八千九百三十一億円となり前年度に比し千四百五十四億円増加することとなつたので、特に地方財政の運営には支障をきたさないものと考える。

超過負担の解消については従来から政府関係機関において鋭意努力し昭和四十二年度国の予算においても学校施設、公営住宅建設費、教材費等を中心におむね二百六十億円程度の解消が図られている。

		第四号中正誤	
		△ 段行 誤	正
一〇四	段行	四 か ら 五 物	物 価
三	任可	二 二 終 り 五 い わ る る 二 か ら 五 い わ ゆ る	思 う が 思 う が 思 う が 思 う が
第七号中正誤		認可	正

明治二十五年三月三十日
便物認可

定価 一部 二十五円
良質紙は三十円
(配送料共)
だ

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五六一四四一一(大代)